



会社名 ア ツ ギ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 藤本 義治
(コード番号：3529 東証、大証各第1部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 根本 達彦
(TEL 046-235-8107)

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会で決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に関し、本日開催の取締役会において、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

内部統制システム構築の基本方針

1. 「企業行動基準」および「従業員行動規範」を制定し、全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. 業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。
3. 職務執行の適法性の確保をより確実に期するため、社外取締役 1 名と社外監査役 2 名を選任し、取締役会での監視を行う。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

1. 経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
2. 文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。

1. リスク管理については、「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である経営企画室がリスク管理規程に基づき、グループ全体のリスクを総括的に管理する。
2. 内部監査担当が各部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に担当取締役に報告する体制とする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 各本部は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
2. 各本部の目標の達成度は、経営企画室が定期的にレビューし、業績管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
3. 重要事項については、取締役で構成する経営会議において審議を行う。

・株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社の組織上、グループ会社は当社の採用している本部制における各本部長の管理下に置かれ、グループ会社のコンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策を各本部が責任を持って管理する。
2. 定期的開催しているグループ幹部会議において、グループ企業からの報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
3. 重要なグループ企業については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の職務の補助を担当する内部監査担当者を選任する。

・前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 補助者の人事異動、人事評価については、監査役会の意見を尊重するものとする。
2. 監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

・取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席する。
2. 内部監査担当者による内部監査の結果は、遅滞無く監査役に報告することとする。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2. 監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

以上